2011年度埼玉県の施策並びに 予算編成に対する重点要望・提案

2010年10月19日

日本共産党埼玉県委員会日本共産党埼玉県議会議員団

埼玉県知事 上田 清司 様

> 日本共産党埼玉県委員会 委員長 小松崎 久仁夫 日本共産党埼玉県議会議員団 団 長 柳下 礼子

リーマン・ショック後、日本経済は急速に悪化し、その落ち込みは先進7か国のなかで最も激しいものでした。それから2年後、大企業は自動車や電機など輸出関連企業を中心に、純利益を4兆円から7兆円に急増させ、内部留保を1年間で233兆円から244兆円まで膨張させています。しかし、国民の暮らしはといえば、民間企業の賃金がこの1年間で平均23万7千円も減り、過去最大の落ち込みとなっています。完全失業率は5・2%と悪化したままであり、多くの中小企業からは、「大不況にくわえて急速な円高で、いよいよ経営が立ちゆかない」との悲鳴の声があがっています。この2年間の「景気回復」なるものの実態は、従来型の大企業中心の外需頼みのものであり、雇用と家計、中小企業の回復は進まず、内需は引き続き低迷したままです。そこへ、急激な円高の進行が日本経済と国民生活の危機に追い打ちをかけています。

こうしたなか県内経済は、「新興国経済やエコポイントなどの政策効果による、生産や消費に持ち直しの動きが続いている」(埼玉りそな産業協力財団)という見方がある一方で、県が行った平成22年7-9月期の「四半期経営動向調査」では、自社業界の景気について「好況である」と答えた企業は2・0%にとどまり、「不況である」と答えた企業が76・7%にのぼるなど依然厳しい状況におかれています。また、今年8月の県内の有効求人倍率も0・43倍という水準で低迷しており、新卒者の就職難はきわめて深刻なものとなっています。県が今年実施した「県政世論調査」でも、「昨年に比べて暮らし向き」が「楽になった」と答えた人は4.9%で、反対に「苦しくなった」と答えた人が49%にのぼるなど、県民生活に改善の兆しが見えないのが実態です。

こうした経済危機の下で、いま政治に求められているのは、円高から労働者の雇用と中小企業の経営を守る緊急対策を講じるとともに、日本経済を"外需頼み"から家計・内需主導に改めることであります。特に輸出大企業がつくった日本経済の「円高体質」を是正するために、非正規雇用労働者の正社員化、最低賃金の抜本的な引き上げ、下請けいじめの速やかな是正、大企

業と中小企業の対等な取引ルールの確立など、労働者と中小企業の生活と経営を守る抜本的な手だてを政治の責任で講じる必要があります。

この点では、住民の暮らしと地域経済に直接の責任を負う地方自治体が果たす役割も極めて重要です。ところが、この間に進められた「地方分権改革」によって地方自治体のまともな機能が破壊され、特に「三位一体の改革」では地方交付税の一方的な削減によって自治体財政が大きな困難に直面しました。また、市町村合併の半強制的な推進によって、住民サービスの大幅な低下がもたらされました。

いま民主党政権は、「地域主権改革」の名で、福祉などの最低基準を定めた「義務づけ・枠づけ」の見直しなどによって国の社会保障などへの最低基準の保障責任を解体し、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割をさらに弱めるとともに、道州制を視野に入れた自治体のさらなる広域化と再編によって、大企業・多国籍企業が活動しやすい条件をつくろうとしています。こうした方向は地方自治体を破壊する道に他なりません。

そこで、今後の県政の運営並びに来年度の予算編成にあたっては、国に対して社会保障や教育などの関する最低基準は国が責任をもって定め、そのための財源を保障するよう求めるとともに、中小企業や雇用を守るための対策や医療・保健・福祉の充実、子育て支援、教育条件の整備、震災・治水などの防災対策の強化などに重点を置いた施策を展開されますよう強く要望するものです。

目 次

Ι.	憲法と地方自治を守り、県民参加による 民主的で効率的な行財政の確立を(11項目) 1
Π.	県民のいのちと健康、暮らしを支える 福祉・保健・医療の充実を(29項目) 2
Ш.	安定した雇用の確保と女性の地位向上を(11項目) 7
IV.	中小企業・地場産業の振興で地域経済の活性化を(12項目)7
V.	農林業の再生で安全で安定した食料の供給を(16項目)9
VI.	緑と環境を守り、人にやさしい 持続可能な社会の実現を(17項目)10
VII.	不要不急の公共事業を見直し、 地域密着型の公共事業の推進を(8項目)12
VIII.	確かな学力と豊かな人間性を育む 教育・文化・スポーツの振興を(32項目)13
IX.	災害に強く、安全で快適なまちづくりを(21項目) 15
[坩	也域の個別要求〕 1 7

I. 憲法と地方自治を守り、県民参加による民主的で効率的な行財政の 確立を

- 1. 県の市町村への権限移譲にあたっては、権限移譲の事務の実態に十分見合う分権推進 交付金を手当てする。また、補助金の整理合理化にあたっては市町村の財政に与える影響を十分考慮し、市町村との事前の協議を行う。(企画財政部)
- 2. 行政需要の増大や雇用確保に逆行する県職員の定数削減計画を中止し、県民サービスの向上と県職員、教職員の労働条件を改善するため、定数条例を改正し大幅な人員増をおこなう。(企画財政部)
- 3. 政策立案や法令にもとづく県固有の業務については、民間委託を行わず、公務・公共 サービスを守り充実する。(企画財政部)
- 4. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。(企画財政部)
- 5. 保育所や学童保育クラブ、図書館など福祉や教育・文化施設等には営利を目的とする 指定管理者制度の導入はなじまないので、導入しないよう市町村に対する指導・助言を 行う。(企画財政部、福祉部、教育局)
- 6. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、公営住宅や 福祉施設の建設用地など公共利用を優先する。(総務部)
- 7. 介護施設や保育施設の用地確保をはかるため、公有地を積極的に活用できるようにするとともに、国有地の提供を国に働きかける。(総務部、福祉部)
- 8. 税金の滞納処分にあたっては、機械的に財産調査や差押えを行わず、生活の実態や戸 別の事情を十分把握した上で、きめ細やかな納税相談に応じる。取り立てに偏重した徴 税業務に陥ることがないよう個人住民税市町村表彰は取り止める。(総務部)
- 9. 基地対策の強化について
 - ①米軍大和田・所沢通信基地など、県内の米軍基地の全面返還や縮小を国に求めるとと もに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。
 - ②所沢通信基地の東西連絡道路用地、文教通り線拡幅用地の早期返還を国に強く求める。 また、東西道路の整備は国の負担で行うこと。(企画財政部)
 - ③稲荷山公園駅周辺基地跡地の保留地を取得し県営稲荷山公園の拡張を図る。(企画財政部)
 - ④キャンプ朝霞跡地の保留地の土壌汚染及び支障埋蔵物等の調査を国の責任において実施し、その結果を公表するよう国に求める。(企画財政部)
 - ⑤自衛隊朝霞駐屯地の演習に伴う周辺公共施設(学校等)の騒音被害を防止するため、 屋内射撃訓練場の整備をはじめ、周辺公共施設の空調設備の整備に対する助成を国に 強く働きかける。(企画財政部)
 - ⑥騒音被害の拡大につながる米軍横田基地の軍民共用化に反対するとともに、米軍艦載機による夜間離着陸訓練の全面中止を米軍当局と国に強く求める。(企画財政部)

- 10. 県平和資料館の展示については、わが国の戦争被害の実相だけでなく、わが国がアジア諸国民に与えた加害の実相も含めて、県民に戦争と平和に関する客観的で科学的な情報を提供する。(県民生活部)
- 11. 県主催の憲法記念行事を復活するとともに、学校教育などあらゆる機会をとらえて 日本国憲法の普及・啓発に努める。(県民生活部)

Ⅱ. 県民のいのちと健康、暮らしを支える福祉・保健・医療の充実を

- 1. 乳幼児医療費公費負担制度については、子ども医療費公費負担制度として中学校卒業までの対象拡大を図るとともに、所得制限や自己負担を撤廃する。(保健医療部)
- 2. 保育施策の充実について(福祉部)
 - ①待機児童の解消を図るため、国に「安心こども基金」の延長・拡大を求めるとともに、 土地賃借料に対する県費補助も創設して認可保育施設の整備促進を図る。
 - ②乳児途中入所促進事業のゼロ歳児対象月を9月まで延長するとともに、1、2歳児に対する補助を復活する。
 - ③障害児保育対策費補助金を増額するとともに、入所月から補助対象にする。
 - ④調理員担当者の人員増のための補助制度の創設とアレルギー等対応特別給食提供事業 費の増額をはかる。
 - ⑤社会福祉施設利用者サービス推進事業の維持・拡充を図るとともに、一時保育に対する県単独補助を創設する。また、延長保育やゼロ歳児保育、障害児保育などを安定的に行えるよう国に財政措置を求める。
 - ⑥病児・病後児保育児事業の制度改変による補助減額分に対する補填措置を講じる。また、国に対して補助金の算定方式を元に戻すよう求める。
 - ⑦補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を大幅に増額 する。保護者に対する保育料補助制度を創設する。
 - ⑧認可外保育施設が認可施設に移行するための施設整備事業費の増額をはかる。
 - ⑨保育所の増設をはかるため一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるよう国に求めること。
 - ⑩市場原理による保育サービスの産業化や直接契約・直接補助方式の導入に加え、幼保 一元化や最低基準の緩和などをめざす「子ども・子育て新システム」を拙速に導入しな いよう国に求めること。
- 3. 学童保育施策の充実について(福祉部)
 - ①県の「放課後児童クラブ運営基準」に基づいて常勤指導員が複数配置できるよう、学 童保育クラブ1施設当たりの補助基準額を増額する。
 - ②大規模学童保育クラブの分離・増設を図るため、施設整備のための支援策として「児童厚生施設等整備費」の予算化をはかる。
 - ③特別支援学校放課後児童対策事業の指導員の人件費基準単価を増額する。
 - ④障害児学童数に対する指導員の配置基準を「児童3人に指導員1人」に改善する。
 - ⑤特別支援学校の敷地内に障害児学童保育施設の整備を推進する。(教育局)

- 4. 児童虐待防止対策の強化について(福祉部)
 - ①引き続き児童相談所の増設を図るとともに、一時保護所の増設をすすめる。
 - ②児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や児童心理司の大幅な増員を図る。
 - ③児童養護施設の職員配置基準を実態に合わせて見直しを図るとともに、施設の措置費を引き上げるよう国に求める。県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業の充実をはかる。
 - ④小規模児童養護施設や乳児院の整備を促進する。
- 5. 高齢者介護の充実について(福祉部)
 - ①特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどを かねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
 - ②療養病床の廃止を取りやめるよう国に求める。
 - ③市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を創設する。
 - ④介護保険財政にたいする国庫負担割合を5%引き上げるとともに、介護保険に係る保険料及び利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求める。
 - ⑤地域の高齢者の生活を総合的に支える地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ることを基本にしながら、異なる地域の実情に合った施設運営に対する財政支援や人材養成などの支援策を講じる。
 - ⑥高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、サービスの拡充を図る。
 - ⑦介護施設職員処遇改善交付金が職員に適切に支給されるよう施設に対する指導を強める。また、施設に対して制度の周知徹底をはかる。
- 6. 高齢者虐待の防止に関する法整備を急ぐよう国に求めるとともに、被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。(福祉部)
- 7. 障害者施策の充実について
 - ①障害者自立支援法を一刻も早く廃止するよう国に働きかける。また、法の廃止以前でも住民税非課税世帯からの利用料負担、施設利用者からの食費、水光熱費、医療費、個室利用料全額自己負担をやめるよう国に働きかける。(福祉部)
 - ②障害者自立支援法が廃止されるまで障害者・家族の負担を軽減するために、県として 住民税非課税世帯の利用料負担に対する補助を創設するなど県独自の負担軽減対策を 講じる。(福祉部)
 - ③自立支援法への移行に伴う施設に対する支援策についても拡充を図る。また、施設職員の「常勤換算」方式の導入に伴い、職員の処遇や専門性が後退しないよう、正職員の配置に対する県独自の加算措置を設ける。(福祉部)
 - ④福祉タクシー利用料金助成や自動車燃料費助成、施設入浴事業等を地域生活支援事業 に追加する。(福祉部)
 - ⑤身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所・通所施設の建設を年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。(福祉部)
 - ⑥県単独事業の「心身障害者地域デイケア事業」並びに「生活ホーム事業」を継続する

とともに、補助単価の引き上げ(デイケア事業)や月額制の復活(生活ホーム事業) を図る。(福祉部)

- ⑦グループホーム、ケアホームだけでなく、生活ホームへの自動火災報知器やスプリンクラー等に対しても補助金を創設し消防設備の整備をはかる。(福祉部)
- ⑧障害児・者生活サポート事業に係る補助限度額を引き上げる。(福祉部)
- ⑨在宅重度心身障害者手当の支給については所得制限や年齢制限(65歳以上の新規取得)を撤廃するとともに4級心臓障害者や精神障害者も対象に加える。(福祉部)
- ⑩精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。また、ホーム ヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、社会的入院の解消に 努める。(福祉部)
- ①全身性障害者介助人派遣事業をより利用しやすいものに拡充する。(福祉部)
- ⑫精神障害者手帳所持者も運賃割引が適用できるよう県内バス会社に働きかける。(企画財政部)
- 8. 国民健康保険について (保健医療部)
 - ①市町村国保の広域化を進めるのではなく、国保に対する国庫負担の割合を1984年の水準に計画的に戻し市町村国保の財政基盤を強化するよう国に求める。また、調整交付金とは別に市町村国保に対する県費単独補助を復活し、国保税(料)の軽減をはかる。
 - ②国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成を大幅に増額するとともに、「特定健診」の健診項目の充実をはかる。
 - ③低所得者等医療対策補助金の拡充と併せ市町村に制度の積極的活用を促す。
 - ④国保税(料)滞納者に対する資格証明書の発行を行わないよう市町村を指導する。
- 9. 高齢者医療の充実について (保健医療部)
 - ①際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度を早期に廃止するとと もに、75歳以上の高齢者の医療費を無料化するよう国に求める。(保健医療部)
 - ②後期高齢者医療の保険料滞納者に対する短期証の発行をやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。
- 10. 福祉医療制度の充実について(保健医療部)
 - ①乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、現行の償還払いから現物給付に改善する。また、国に対し統一した公費負担制度の創設を求めるとともに、国保に対するペナルティを直ちにやめるよう強く働きかける。(保健医療部)
 - ②普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻すとともに、 財政状況が苦しい町村に対する補助率を3分の2に引き上げる。
 - ③現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金のペナルティ(減額) を廃止するよう国に求める。
- 11. 市町村が実施するガン検診に対する国庫補助の復活を国に求める。(保健医療部)
- 12. 細菌性髄膜炎の予防に有効な「ヒブワクチン」や肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン 等について公費による予防接種とするよう国にも求める。(保健医療部)
- 13. ヒトパピローマウイルス (HPV) による子宮頚がんを予防するためワクチン接種

に対する公費助成制度を創設する。(保健医療部)

- 14. 集団予防接種や輸血などの医療行為で感染した薬害肝炎患者を救済するための支援 法を早期に制定するよう国に求める。(保健医療部)
- 15. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。(保 健医療部)
- 16. 花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー疾患や喘息など化学物質による環境汚染が引き起こすとみられる疾病の実態把握や予防・治療に対する研究を促進するよう国に求める。(保健医療部)
- 17. 大気汚染による気管支喘息患者の医療費に対する助成制度を創設する。(保健医療部)
- 18. 特定疾患(難病)対策の対象疾患の拡大と超過負担の解消を国に求めるとともに、 患者の自己負担に対する県の助成制度を設ける。難病・慢性疾患をもつ人たちの実態調 査を国として早急に実施し、各関係法律を連携させて憲法、障害者権利条約とICFな どの理念の実現と難病患者の人権を守るために「難病対策基本法(仮称)」を制定する よう国に求める。(保健医療部)
- 19. 生活保護行政及び低所得者対策について(福祉部)
 - ①窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。
 - ②憲法が定める「生存権」に基づいて現行の国庫負担率を維持するとともに、級地指定についても生活実態に即したものに改善するよう国に求める。
 - ③住居や食事を実態とかけはなれた高額料金で提供し、さまざまな名目をつけて保護費をほとんど "ピンハネ" する悪質業者や団体の野放しを許さない実効ある対策を講じる。また国に対して悪質な「貧困ビジネス」を規制するための法整備を求める。
- 20. 石綿(アスベスト)曝露から県民の健康を守る
 - ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を 実施するとともに、県立医療機関や保健所での健康相談や健診の体制を整える。(保 健医療部、産業労働部、病院局)
 - ②石綿の労災認定を抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるよう国に求める。(産業労働部部)
 - ③「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。(保健医療部)
- 21. 救急隊が搬送先の病院を迅速に選定できるように、症状に応じて適切な処置ができる医療機関のリストが毎日定時に更新される「救急医療情報システム」の改善をはかる。 (危機管理防災部、保健医療部)
- 22. 小児・周産期母子医療・救急医療体制の整備について
 - ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、初期患者が二次救急医療機関に集中しないよう初期救急医療専門の広域的センターの整備を計画的にはかる。(保健医療部)
 - ②ハイリスク出産の増加に対応し、総合周産期センターや地域センターのさらなる増設 や医師確保、NICUの増床を盛り込んだ計画を早急に策定する。(保健医療部)

- ③国に対し小児救急医療体制の整備に対する財政支援を強く求める。(保健医療部)
- ④救急医療に係る診療報酬を見直すとともに、救急用病床を許可病床に加えないよう国に医療法上の運用改善を求める。(保健医療部)
- 23. 医師不足解消と医療従事者の確保について(保健医療部)
 - ①不足している小児科医・産科医などの医師確保を図るため、医学部定員の増員と小児 科、産科の診療報酬の見直しを国に働きかける。
 - ②埼玉県立大学に医学部を設置するための検討委員会を発足させる。
 - ③院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、女性医師や看護師の復職を 支援する。
 - ④県内公立病院の医師確保対策の一環として県ドクターバンクを創設する。
 - ⑤過失の有無にかかわらず医療事故被害者を救済する無過失補償制度を早期に創設する よう国に求める。
 - ⑥助産院を地域の周産期医療ネットワークに位置づけ、「院内助産所」の設置を進める など、助産師と産科医の連携をはかるよう国に求める。
 - ⑦「第7次埼玉県看護職員需給見通し」の策定にあたっては、看護職員を検討委員会の 委員に加えるなど現場で働く看護職員の意見が反映できるようにする。また、夜勤月 6日以内、育児・介護休業、夜勤免除の保障など、看護職員の過酷な労働条件を改善 する人員増を見込むこと。
- 24. 耐震性に問題のある県立医療機関病棟の耐震化を早急にすすめる。(病院局)
- 25. 県立病院の独立行政法人化は行わず、直営を維持する。(病院局)
- 26. 県内公立病院に対して「公立病院改革ガイドライン」を押し付けないよう国に求める。(保健医療部)
- 27. 秩父地域など過疎地で地域医療の中核を担う公立の医療機関に対する助成措置を講じる。(保健医療部)
- 28. 新型インフルエンザやエイズなどの感染症対策や食品衛生監視など保健所機能と職員体制を強化する。(保健医療部)
- 29. 新型インフルエンザ対策の強化について(保健医療部)
 - ①H5N1型ウィルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなどの流行に備え、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やすなど、万全の体制を整える。
 - ②高齢者や乳幼児の予防ワクチン接種費用を助成し個人負担を軽減する。
 - ③感染症専門の医師・看護師の養成に努めるとともに、感染症医療機関を復活させるよう国に求める。
 - ④国民健康保険証の資格証明書の発行をやめ、短期保険証を送付するなど、誰でも安心 して医療機関を受診できるよう市町村を助言する。

Ⅲ. 安定した雇用の確保と女性の地位向上を

- 1. 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、正規雇用の拡大に結びつくよう制度の抜本的な拡充と併せて、自治体が主体的に事業に取り組めるよう運用の改善を国に求める。(産業労働部)
- 2. 県や市町村など地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給、経験年齢などを考慮した昇給制度など、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図る。(企画財政部)
- 3. 県内企業における不安定雇用の実態を調査し、企業に対して高校・大学卒業生を含む 青年の採用拡大や正規雇用化を積極的に働きかける。また、埼玉労働局と連携しながら 違法派遣や偽装請負が行われていないか調査し、結果を公表する。(産業労働部)
- 4. 労働者派遣法を1999年の改悪前にもどし、派遣労働は一時的臨時的業種に限るとともに、登録型派遣は専門的業務にきびしく制限するよう国に早期の法改正を求める。 (産業労働部)
- 5. 大企業と中小企業との間にある福利厚生面での格差解消等を目的とした中小企業勤労 者福祉サービスセンターの設立を促進する。(産業労働部)
- 6. 県立高等技術専門校については訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
- 7. 障害者の雇用を促進するため、障害者就業・生活支援センターを県南・県西部地域に 設置するとともに、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できるよう支援を強 める。(産業労働部)
- 8. 障害者の法定雇用率を早期に達成できるよう計画的な取り組みをおこなう。法定雇用率を達成できていない教育局について特別の対策を講じる。(産業労働部、教育局)
- 9. 急増するDV(ドメスティック・バイオレンス)対策について(県民生活部)
 - ①DV相談に対応するため、県婦人相談センター及び男女共同参画推進センターのいっ そうの充実を図る。
 - ②市町村における配偶者暴力相談センターの設置を促進すること。
 - ③DV被害者及びその同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとと もに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化す る。
- 10. 県男女共同参画センターの相談員の常勤化や設備の充実など機能の強化をはかる。 (県民生活部)
- 11. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を 積極的に図るとともに、市町村での取り組みを支援する。(県民生活部)

IV. 中小企業・地場産業の振興で地域経済の活性化を

1. 地方税の徴収にあたっては、前年度の売上げが悪化している場合、「事業につき著し

- い損失」(地方税法第15条4項及び5項)を適用し、事業の再生を支援する。(総務部)
- 2. 県制度融資並びに中小企業金融について(産業労働部)
 - ①来年3月が期限となっている金融円滑化法の延長をはかるとともに、貸付条件変更等の相談や申込に対して利用者本位の立場できめ細やかに対応するよう金融機関に対する指導・監督を国に求める。(産業労働部)
 - ②日銀のゼロ金利政策に合わせて、制度融資の金利引き下げをおこなう。
 - ③零細業者が県制度融資を利用するに際しては利子や信用保証料の補てんを行う。
 - ④部分保証など中小企業信用保証制度の改悪を元に戻すよう国に求める。また、貸し渋りなど中小企業の資金調達が阻害されることがないよう万全の措置を講ずる。
- 3. 中小企業への官公需発注の拡大
 - ① 県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工 事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)
 - ②県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、分離・分割発注を進めるとともに、県の発注標準を遵守する。また、「適正な施工体制確保のための要領等の制定について」(県土整備部長通知)に基づいて「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告を明確に義務づけチェック体制を図る。(県土整備部)
- 4. 入札制度の改善について(総務部)
 - ①予定価格を設定する際は、正確な設計・積算に努め、一切の歩切りをやめるとともに、 予定価格の事前公表はやめる。
 - ②総合評価型入札については、「地元労働者の雇用率」や「労務費水準」などの評価項目を加え、地元中小業者が優先して仕事を確保できる制度に改善を図る。
 - ③ダンピング競争をなくすため、最低制限価格制度を導入して適正化をはかる。
- 5. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」の制定について検討する。(総務部・県土整備部)
- 6. 市町村の実施する小規模工事業者登録制度に対し、県としての支援を図る。また、市町村の業者登録名簿を活用した県有施設の小規模工事発注をさらに推進する。(総務部、教育局、警察本部)
- 7. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用を働きかけるとと もに雇用実績について検証し、その結果を公表する。(企業局)
- 8. 産業団地の造成にあたっては農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(企業局、都市整備部)
- 9. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な 業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談 への対応を図る。(総務部、産業労働部、警察本部)
- 10. 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分(自家労働)を経費として認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業継承を条件に相続税の減免を認めるよう国に求める。(総務部)
- 11. 大型店立地規制と商店街の振興対策について

- ①大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる県独自の条例やガイドラインを制定する。(産業労働部、都市整備部)
- ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業については地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(産業労働部、都市整備部)
- ③商店街の活性化をはかるため、「空き店舗」の借り上げや改装費などへの補助を拡充するとともに、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進する。(産業労働部、都市整備部)
- ④商店街の活性化をはかるため、地元農産物の直売所の開設や朝市など農商工連携の取り組みを支援する。(産業労働部)
- 12. 中小企業の消費税の延納措置を認めるとともに、免税点を引き上げるよう国に求める。(総務部)

V. 農林業の再生で安全で安定した食料の供給を

- 1.米価の暴落から生産農家を守るため、100万トン水準に見合う備蓄米の買い入れや、 米価下落の要因となっているミニマムアクセス米の輸入中止などの対策をとるよう国に 求める。(農林部)
- 2. 猛暑の影響で規格外が多発している県産米「彩のかがやき」の生産農家に対する救済 策を講じるとともに、規格外米の消費拡大に全庁をあげて取り組む。(農林部)
- 3. 日本農業に打撃となるFTA(自由貿易協定)及びEPA(経済連携協定)に反対するよう国に求める。(農林部)
- 4. 燃油や飼料への依存度が高く、価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などに対して燃料代等の直接補てんを実施するなど、手厚い支援策を講じる。また、飼料米のホールクロップサイレージの拡大に努める。(農林部)
- 5. 中山間地域等直接支払い制度を恒久制度として立法化し、高齢化が進む実態を踏まえて、集落協定の要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化など制度の改善を国に求める。(農林部)
- 6. 有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
- 7. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食や県内食品産業の加工品等への県産農産物の使用促進や直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的な「地産地消」対策を講じる。(農林部)
- 8. 遊休農地解消のための県補助事業を農振農用地以外の農振地域内(白地)の農地も対象に加える。(農林部)
- 9. 増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、増えすぎる鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村の取り組みを支援する。また、国に対し鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農家や自治体の取り組みへの支援を強めるよう求める。(農林部、環境部)
- 10. 県産木材の利用を促進するため、住宅建設における県産木材の利用促進のため県独

自の助成制度を設ける。また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業を促進する。(農林部、都市整備部)

- 11. 荒廃する森林地域の環境とコミュニティの維持を図るため林業予算を大幅に増額し、 「緑の雇用事業」を推進する。(農林部)
- 12. 都市農業の振興をはかる。
 - ①生産緑地の指定条件を500平方メートルから300平方メートルに緩和し、追加指定を促進できるよう国に求める。(都市整備部)
 - ②農業生産を行っている市街化区域内農地の相続税評価額は時価評価ではなく、農業投資価格の評価に改めるよう国に求める。(都市整備部、農林部)
 - ③体験農園を都市農業における大事な施策として位置づけ、農業ボランティア、市民農園、都市住民による農業生産への参加など、地域の条件にあった農業生産への参加、農家と住民との交流が広げられるよう支援を強める。(農林部)
 - ④ J A農協が、農業生産の技術指導や直売所の設置、生産・出荷の計画的実施など、生産と流通、加工など地域農業の振興に積極的な役割をはたせるよう支援・協力を強める。(農林部)
- 13. 農業後継者の育成確保のため、農業大学校の充実、後継者に対する無利子・長期の 経営資金の提供、就農奨励金の支給、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交 流機会の拡大などに県と市町村、農協が一体となって取り組む。(農林部)
- 14. 非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、一定期間の生活支援 や資金、技術、農地の面での総合的な支援を行う。(農林部)
- 15. 不良な食品や農産物等から「食の安全」を守るため保健所の食品衛生の監視・検査部門を抜本的に強化する。(保健医療部)
- 16. 消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図るとともに、全ての市町村に消費者センターを設置できるよう未設置市町村への指導・援助を強める。(県民生活部)

VI. 緑と環境を守り、人にやさしい持続可能な社会の実現を

- 1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を 強化する。県内外を問わず産廃などの不法投棄を行った産廃業者等に対しては許可を取 り消すなど厳罰で臨む。(環境部)
- 2. 産業廃棄物不法投棄の原状回復をはかるため、廃棄物処理業者に対する強制加入保 険制度や供託金制度の導入を国に働きかける。(環境部)
- 3. 生ゴミのたい肥化事業を実施している市町村に対する財政支援を図り、一般廃棄物の 減量化を推進する。(環境部)
- 4. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける 現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に 求める。(環境部)

- 5. 不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検 出されるヒ素やセレンなどの有害物質による環境汚染を防止するとともに、事業者への 立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な指導と監督をおこなう。また、不法投棄のル ートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させる。(環境部)
- 6. 自動車排ガス対策の強化について(環境部)
 - ①大気汚染の原因となる微小粒子状物質 PM2・5の測定体制を強化し、一刻も早く環境基準を達成できるよう国に対策を求める。
 - ②次世代自動車など低公害車の普及を図るためにグリーン税制の一層の拡充を国に求める。
- 7. 二酸化炭素 (CO2) 削減に取り組む中小企業に対して資金面や技術開発面で支援措置 を講ずるよう国に求める。
- 8. アスベストによる大気汚染防止対策について
 - ①石綿使用施設の解体、解体作業等の立入調査や石綿濃度調査を徹底し、飛散防止に万全を尽くす。また、大気中の環境基準を定めるよう国に引き続き求める。(環境部)
 - ②再生砕石へのアスベスト混入問題の実態解明を進めるとともに、解体作業現場や再生 砕石工場への立入調査を強化をする。また、住宅等の解体時にアスベスト除去が適正 に行われるよう解体工事について適正な請負価格で契約が行われるよう元請業者を指 導する。(環境部)
- 9. 地球温暖化対策について (環境部)
 - ①温室効果ガス大口排出事業者に対して削減計画の提出にとどまらず、県との協定を締結し、計画の達成を義務づける。
 - ②自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップ、深 夜労働や生産施設の24時間稼動などに対する指導と規制を強める。
 - ③風力や水力、太陽光、バイオマスなど環境に配慮した自然エネルギーを地域に導入し、 地域経済の活性化にも寄与できるよう技術開発や発電事業などに対する支援策の拡充 や余剰電力の固定価格義務買取制度の早期導入を国に求める。
- 10. 航空機騒音対策について(企画財政部)
 - ①入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも、早朝、夜間、日曜日、祝祭日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。
 - ②住宅防音事業の対象区域については、第一種区域の指定基準の航空機騒音環境基準値である70WECPNLへ引き下げるよう国に求める。
- 11. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林についても積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求める。(環境部、企画財政部)
- 12. 狭山丘陵「緑の森博物館事業」の所沢市域分と「生きものふれあいの里」スポットの公有地化を促進する。(環境部)
- 13. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を 図るため自然再生推進法に基づく財政上の措置を国に求める。(環境部)

- 14. 綾瀬川、芝川、不老川等の水質汚濁が著しい河川の総合的な浄化対策を推進する。 また、古綾瀬川低質のダイオキシン汚染について汚染原因や生態等への影響について調 査し早急に対策を講じる。(県土整備部、環境部)
- 15.公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部)
- 16. 農業集落排水事業に係る県費補助率と補助対象枠を拡大し同事業の促進を図る。(農 林部)
- 17. 家電リサイクル法の対象品目を拡大するとともに、回収からリサイクルに至るまで 家電メーカーが責任を負うよう法改正を求める。また、容器包装リサイクル法について も、飲料等のメーカーにリターナブル容器の使用と空き容器のデポジット制度による回 収を義務づけるよう法改正を国に求める。(環境部)

WI. 不要不急の公共事業を見直し、地域密着型の公共事業の推進を

- 1. 八ッ場ダム建設中止と水源対策について(企画財政部)
 - ①水道水の需要が減少しつつある現状などを踏まえ、八ッ場ダム(群馬県)建設については国の方針通り事業を中止する。
 - ②ダム建設中止後も暫定水利権を継続できるよう国に求める。
 - ③「公共事業の中止に伴う住民の生活再建・地域振興を促進する法律」(仮称)を制定し、計画地の地区住民への補償と生活再建、地域振興をはかるための施策の具体化を 国に求める。(企画財政部)
- 2. さいたま新産業拠点(SKIPシティ)B街区の整備については、映像関連産業の誘致に固執することなく、商工業者や地域住民の意見・要望を取り入れながら、抜本的に見直す。(産業労働部)
- 3. 県施行の街路事業に要する経費の関係市町村の負担金を廃止する。(県土整備部)
- 4. 県営住宅について(都市整備部)
 - ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など都市部での公営住宅の建設や建て替えを重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても積極的に推進する。公営住宅建設用地取得に係る国の補助金を復活するよう国に求める。
 - ②現に同居している配偶者や高齢者、障害者等に限定した入居承継基準を元に戻す。
 - ③家賃減免については旧基準に戻し、入居者の生活を守る。
- 5. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう借り上げ県営住宅等の併設を図る。(都市整備部)
- 6. 雇用促進住宅の廃止に反対し、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たち の住宅対策の一環として新たな活用ができるよう引き続き存続を国に働きかける。(産 業労働部)
- 7. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設 整備に係る費用を助成する国の制度を活用して優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。

また、高齢者世帯の住宅リフォームに対する助成制度を設ける。(都市整備部)

8. 2011年7月のアナログテレビ放送停止は、現状では多くの「テレビ難民」をうむ ことになる。アナログ放送停止を見直し、普及率や買い替えのサイクルに見合った時期 に延期するよう国に求める。(県民生活部)

Ⅷ.確かな学力と豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興を

- 1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対するとともに、国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求める。(教育局)
- 2. きめ細やかな学習指導を行えるよう教職員の配置基準を見直すこと。(教育局)
- 3. 2002年度から実施している学級編制の弾力化方針を学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
- 4. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする一般教職員に対する人事評価制度の導入は 行わず、教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進 める。(教育局)
- 5.「教育に関する3つの達成目標」については、数値目標を学校に機械的に押し付ける ことなく学校や家庭の自主的な取組を尊重する。(教育局)
- 6. 序列化競争につながる学力テストの結果については市町村名、学校名を公表しない。 県立学校については、平均値も公表しない。県の学力状況調査を中止するとともに、全 国いっせい学力テストの中止を国に求める。(教育局)
- 7. 県内の公立小・中学校が学校教育の一環として実施している体験学習においては、自 衛隊を対象にしないよう各地方教育委員会を助言する。(教育局)
- 8. 臨時的任用教員制度を見直し、臨任教員の処遇改善を図るとともに、正規採用枠を大幅に拡大する。市町村費で採用した学校教職員の勤務条件等について実態調査を行い、 賃金や労働条件の改善について助言・指導する。(教育局)
- 9. 市町村教育行政に携わる指導主事の人件費に対する県費助成を創設する。(教育局)
- 10. 教員採用試験について(教育局)
 - ①教員採用試験に係る選考基準、システム、選考方法を原則としてすべて公開する。
 - ②教員採用試験の受験者本人に対しては二次試験を含めて全ての試験結果が詳細に分かるよう公開するとともに、採用試験の答案や採点結果等は少なくとも3年間は保管し、本人の開示にも応じる。
 - ③正規採用について年齢制限を撤廃する。
- 11. 県立高校の統廃合を目的とした「再編整備計画」を白紙に戻し、地域に根ざした魅力ある高校づくりを地域や関係市町と一体で推進する。特に、不合格者が増えている夜間定時制の統廃合はやめる。(教育局)
- 12. 県立高校授業料の無料化と併せて団体費や冷房費等の保護者負担の軽減対策を講じる。(教育局)
- 13. 高校の無償化に伴い、国際条約に基づき朝鮮学校など外国人学校についても無償化措置を適用するよう国に求める。(総務部)

- 14. 騒音や大気汚染、悪臭など環境の劣悪な県立学校については、防音対策や空調設備を整えるなど生徒が学習に集中できる環境を早急に整備する。(教育局)
- 15. 特別支援学校の過密や教室不足を解消するため、引き続き高等部単独校の新設や養護学校の分離新設などをすすめる。特に教室不足が深刻な県南東部については肢体障害と知的障害の養護学校をそれぞれ増設する。(教育局)
- 16.全ての小・中学校に特別支援教室を設置できるよう市町村に対する支援策を講じる。 (教育局)
- 17. 軽度発達障害児のための通級指導教室を当面全市町村に複数の教室を設置できるよう早急に対策を講じる。また、教員配置基準についても適正な基準を定め十分な体制が とれるようにする。(教育局)
- 18. ボランティア相談員の県費補助を復活する。さわやか相談員・ボランティア相談員の身分保障を図る。(教育局)
- 19. 小中学校で増加に転じた不登校の児童・生徒のための通級指導教室に対する支援や、 不登校を支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。(教育局)
- 20. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)
- 21. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政支援を図る。(県民生活部)
- 22. 県立高校普通教室へのクーラーの設置を計画的に推進する。また、小・中学校の普通教室へのクーラー設置を促進するため支援策を講じる。(教育局)
- 23. 地震防災対策特別措置法の延長を国に求め、大規模地震により倒壊等の危険性の高い公立小・中学校施設の耐震化を促進する。また、Is値が0.3以上であっても耐震基準を満たしていない学校施設についても国庫補助率を引き上げるよう国に求める。(教育局)
- 24. 私立学校の耐震診断・耐震改修のための補助制度を創設する。(総務部)
- 25. 学校施設や社会教育施設における石綿(アスベスト)の使用実態調査に基づいて石綿の除去など飛散防止対策の促進を図る。また、これらの対策に必要な財政措置を国に求める。(教育局)
- 26. 私立高校運営費を大幅に引き上げる。私立学校父母負担軽減事業補助については、 県外高校や特別支援学校に通学する世帯についても県の事業を継続し、県内高校への通 学者同様の補助金を支給する。奨学金返還免除規定を改定し、成績だけでなく失業や病 気・障害などについても免除の対象にする。(総務部)
- 27. 長年据え置かれている私立幼稚園の保護者に対する負担軽減のための補助単価を増額する。(総務部)
- 28. 生活保護受給者の子弟を対象にした学習教室を継続するとともに、教育支援員の処 遇改善に努める。(福祉部)
- 29. 県立中央図書館の建設構想を具体化するとともに、図書館の予算を大幅に増額する。 (教育局)
- 30. 県立博物館施設については、文化遺産の保全・公開・展示にとどまらず、子どもの

教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、予算の増額や学芸員など のスタッフの充実に努める。(教育局)

- 31. 県文化振興基金を充実し、県民の自主的・創造的な文化芸術活動に対する助成を強める。(企画財政部)
- 32. 国民体育大会などの大型イベント中心のスポーツ施策ではなく、青年やスポーツ愛好者の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強める。(総務部・教育局)

IX. 災害に強く、安全で快適なまちづくりを

- 1. 交番の増設をはかるとともに、警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。(警察本部)
- 2. 街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯) の整備を促進する。(警察本部)
- 3. 国道並びに県道の交差点改良(右折レーン等の設置等)を計画的に進める。(県土整備部)
- 4. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するとともに、全ての市町村でバリアフリー 基本構想を早期に策定するよう指導・援助を強める。また、歩行者の安全を図るため拡 幅ができない県道については、側溝を歩行者用に整備できるよう必要な予算措置を講じ る。(県土整備部)
- 5. 一般国道や県道などの老朽化した橋梁の点検・補修を促進する。(県土整備部)
- 6. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)
- 7. 交通信号機の予算を大幅に増額し、増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差点を渡れるように交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良を積極的に進める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を実施し、更新を図る。 (警察本部)
- 8. 鉄道やバスなど公共交通網の整備を積極的に推進するとともに、第三セクターによる 鉄道建設や鉄道事業者の経営に対する財政支援の強化を国に求める。(企画財政部)
- 9. 高崎線、埼京線、武蔵野線などJR、私鉄各線の混雑緩和を図るとともに、埼玉高速 鉄道 (浦和美園〜岩槻)、JR東北線・高崎線・常磐線 (上野〜東京)、8号線 (豊洲〜 住吉・押上〜亀有〜野田市)、12号線 (大泉学園町→武蔵野線方面) 各線の延伸を推 進する。(企画財政部)
- 10. JR、私鉄各線の駅舎・ホームにエレベーターやエスカレーターの設置を促進するとともに、JR武蔵野線などのホームに待合室(冷暖房完備)を設置する。鉄道駅の安全確保のためのホームドア、可動式ホーム柵の普及をはかる。(企画財政部)
- 11. 埼玉新都市交通 (ニューシャトル) について、運賃引き下げ、割引乗車券の拡大、 朝夕の通勤通学時間帯の増便、駅トイレ・エレベーターの設置など利用者の利便向上を はかる。(企画財政部)
- 12. 倉庫や化学工場、石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所につい

ては耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)

- 13. 首都圏直下の大地震などの被害想定に基づいて全市町村が「災害危険診断地図」(ハザードマップ)を作成するよう技術的・財政的な支援を行う。(危機管理防災部)
- 14. 総合治水対策特定河川事業(新河岸川流域、中川・綾瀬川流域)の促進を図る。また、鴻沼川や芝川などの広域河川の改修を促進する。(県土整備部)
- 15. 八ッ場ダム建設などダム依存の治水対策から堤防の強化や河床掘削など河川改修を 中心にした対策への転換をはかるよう国の求める。(県土整備部)
- 16. ゲリラ的な豪雨などから市民生活を守るため、都市部における雨水の浸透対策や一次貯留対策を進める。(県土整備部、下水道局)
- 17. 住宅の耐震補強を促進するため、市町村と協力して簡易補強工法による耐震補強工事に対する県独自の助成制度をつくる。(都市整備部)
- 18. 病院や保育所などの民間建築物に対する耐震診断・耐震改修補助については、延べ 面積が500平方に以下の施設も対象にするよう規模要件を緩和すること。(都市整備 部)
- 19. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)
- 20. 地域での救援活動に必要な消防力の強化を図るため市町村への財政支援を強化する とともに、消防団や自主防災組織との連携を有機的に図るための施策を推進する。(危 機管理防災部)
- 21.「消防の広域化」については、市町村の自主的判断を尊重し、広域化推進計画を押し付けることをしない。消防力の充足率を高めるよう支援策を講じる。(危機管理防災部)

[地域の個別要求]

【川越市】

- 1. 東武東上線の小畔川橋梁を境に下流側が国土交通省荒川河川事務所、上流側が県川越県土整備事務所の管理区分となっています。県では水辺再生100プラン事業の整備計画により、500元区間は既に散策路整備がされていますが、国土交通省の管理区間は計画されていません。国と県・市が協力して小畔川河川周辺の散策路の整備をすすめること。
- 2. 公営住宅への需要が多い川越市内に県営住宅建設計画を策定し、重点的に整備をはかる。
- 3. 川越市の新宿周辺の交通渋滞と歩行者の安全を確保するために県道川越所沢線の拡幅 と歩道を整備すること。

【秩父市】

- 1. 吉田川の矢畑地内の砂防堰堤に設置されている魚道は大雨で増水するたびに砂利で埋まってしまい、枯れ魚道になってしまう。掘って機能を回復するには1回50万円ほどがかかる。部分的に淵を30~35cm嵩上げするなどの改良工事を行うこと。
- 2. 県道37号の皆野町大渕から秩父市下吉田長久の奈良川橋交差点までの拡幅改良を促進すること。(特にダンプトラックの交通量が多いので危険)

【所沢市】

- 1. 東川・新日比田橋の交差点付近の河川柵(東所沢2丁目)の角切りを早急に実施すること。
- 2. 県道所沢堀金狭山線の「中富」交差点で、県道さいたま・ふじみ野所沢線側に右折車線がなく危険なので改善すること。
- 3. 県道所沢川越線の「新開」交差点から川越方面に向かう「下富歩道橋」下の五差路の 交差点を改善するとともに、歩道橋を廃止すること。
- 4. ファルマン通り交差点の安全対策を講じること。
- 5. 金山町交差点の安全対策を講じること。
- 6. 県道所沢武蔵村山立川線の歩道の拡幅をはかること。
- 7. 国道463号線の金山町交差点~宮本町交差点までの歩道の傷みを補修すること。
- 8. 山口中学校前に信号機を設置すること。
- 9. 県道所沢青梅線のゼファー所沢ペックスパーク(所沢市大字新郷1105-1)前に信号機を設置すること。
- 10. 国道463号(所沢市東新井町)(株) 二上石油前に信号機(手押し式)を設置すること。

【春日部市】

- 1. 県道春日部松伏線の藤の牛島駅から赤沼地域までの歩道整備とガードレール設置
- 2. 県道春日部松伏線の八幡橋歩道橋(八幡側道橋)の増設と、八幡橋から一宮交差点ま

での歩道整備

- 3. 県道惣新田春日部線の道路舗装と歩道整備、街路灯の設置
- 4. 県道野田岩槻線の古利根橋の赤沼地域の歩道整備
- 5. 県道松伏春日部関宿線の辻橋以南から三角橋までの道路改良・拡幅
- 6. 県道さいたま春日部線の豊春小学校の業平橋前後の歩道整備
- 7. 県道さいたま春日部線の春日部豊春郵便局近くの丁字路付近の冠水対策
- 8. 県道さいたま春日部線の東武伊勢崎線から国道16号までの道路と歩道の整備
- 9. 県道春日部菖蒲線の八幡公園付近から内牧地域までの拡幅を先行して実施。拡幅対象でない所も歩道がない部分があり、早急に設置する。
- 10. 県道西金野井春日部線の牛島交差点から国道16号までの道路拡幅、新幸松橋など 改修による安全対策。

【上尾市】

- 1. 第二産業道路の延伸を促進すること。(県道上尾環状線以北)
- 2. むさしのグランドホテル(原市)付近の五差路に信号機を設置すること。
- 3. 小泉区画整理地内の宮山神明線と上尾池袋線の交差点、中分浅間台線と今泉雲雀線の 交差点に信号機を設置すること。

【草加市】

- 1. 県立草加高校定時制をなくさないこと。
- 2. 松原団地の建て替えにあわせ、県営住宅の借り上げ、または建設をお願いします。
- 3. 浦和草加線の幸橋から東武高架(浦寺橋)までの川沿を車イスでも散策できるように 伝右川沿いの遊歩道を整備すること。
- 4. 安行街道(県道吉場安行東京線)に歩道を設置すること。特に東京に隣接する部分。また、暗い道路も多いので照明灯を設置すること。
- 5. 県道川口草加線の河内堀の整備を早く行うこと。
- 6. 草加市内の辰井川、毛長川の浚渫を行うこと。
- 7. 県道金明鳩ヶ谷線と国道4号バイパスが交差する箇所(4号東側)に右折帯を設置すること。
- 8. 一の橋放水路の川床の一部が高くなっているところはヘドロが溜まり雑草が生えている。構造を平にして水の流れを良くすること。
- 9. 県道金明鳩ヶ谷線のカラー舗装の残っている区間(東武線~足立越谷線県道南側)の 工事を早急に実施すること。

【越谷市】

- 1. 越谷西特別支援学校の過密解消をはかるため、教室棟の増設を。
- 2. 越谷市役所前通りと県道足立越谷線が交差する交差点を歩車分離式に改善し、歩道橋を撤去すること。
- 3. 県道柿木線の拡幅を延長し、歩車道の分離をはかること。
- 4. 越谷レイクタウンによる交通量の増大による事故防止のため、武蔵野線沿いの道路と

光陽中東側のT字路交差点に信号機を設置すること。

5. 越谷レイクタウン駅に交番を設置すること。

【蕨市】

- 1. 緑川の拡幅整備を進め、定期的に清掃すること。
- 2. 蕨陸橋を改築し、拡幅すること。
- 3. 市民公園に交番を設置すること。
- 4. 錦町6丁目11番付近など危険な通学路への信号機の設置を急ぐこと。

【戸田市】

1. 県立戸田公園の街灯の消灯時間を延長すること。現状は夜9時頃消灯するが、それ以降の時間帯も歩道部分をウォーキングや勤め帰りで利用する人が多く、暗くて危険という声があがっている。

【志木市】

- 1. 住宅地を分断する国道254号バイパス整備事業の二期工事を凍結すること。
- 2. 新河岸川と荒川をつなぐ朝霞水門にポンプ場を設置すること。

【和光市】

- 1. 和光市内には公営住宅が1戸もないため、低所得者や高齢者などが入居できる県営住宅の建設を計画すること。
- 2. 県道練馬川口線(通称・オリンピック道路)は交通量も多く、事故も多発しているので、自転車や歩行者の安全のため、歩道の拡幅とガードレールの設置などの安全対策を講じること。

【新座市】

- 1. 新座市の栗原交差点の4方向右折車線整備事業の予算を増額すること。
- 2. 県道保谷志木線の歩道側溝の傷んでいるフタを取り替えること。(特にひばりヶ丘駅 入口付近から野寺1丁目の間)
- 3. 市内交番に警察官がいないことが多いので、常駐できるようにすること。

【桶川市】

1. 桶川駅東口停車場線の拡幅整備をはかること。(都市計画では幅員25%)

【久喜市】

- 1. 県道加須幸手線及び県道川越栗橋線の歩道整備を行うこと。
- 2. 県道加須幸手線の歩道の改修、雑草の刈り取り、植え込みの剪定などを行うこと。
- 3. 県道川越栗橋線と久喜鷲宮線の交差点に信号機を設置すること。

【八潮市】

- 1. 「大場川河川空間管理計画」に基づき、大場川河川環境を早期に整備すること。
- 2. 八潮越谷線(産業道路)の八潮市内の歩道部分を車道と一体化し、段差をなくすこと。

【ふじみ野市】

- 1. 信号機の設置について
 - ①ふじみ野市福岡1-5-5
 - ②ふじみ野市桜ヶ丘3-1-75
 - ③ふじみ野市苗間30-3-
 - ④ふじみ野市苗間588
- 2. 集中豪雨・ゲリラ豪雨への対策について

近年、集中豪雨及びゲリラ豪雨が市内で多発している。市内の対策だけでは解決困難である。流域雨水幹線の整備が急がれているので、県としての対策を強く要望したい。

3. 市内には小児救急医療体制が確立していないため、近隣の医療機関の受診を余儀なく されている。富士見市・三芳町など23万人の人口を抱える地域の小児救急医療体制の 整備をお願いしたい。

【鳩山町】

- 1. 県道ときがわ坂戸線の熊井交差点から今宿コミュニティセンター付近までの両側について、歩道計画を推進すること。(通学路であり、工場誘致の上でも必要)
- 2. 県道大野東松山線(ときがわ町)と越生東松山線(鳩山町熊井)をつなぐ町道52号線(通称・百地蔵通り)の片側歩道付道路を計画しているので、県として補助金をお願いしたい。(平成19年2月に死亡事故があり、計画化)

【皆野町】

- 1. 県道皆野両神線(大渕地内)、秩父玉淀線(三沢地内)等の県道拡幅が始まっているが、なかなか進捗しない。生活道路なので、早急に拡幅ができるよう予算化すること。
- 2. 県道皆野荒川線の皆野橋には歩道がなく歩行者の通行が危険なので、歩道あるいは歩道橋の整備を急ぐこと。
- 3. イノシシ、ハクビシン等による有害鳥獣による被害で休耕農地が増えている。県として抜本的な対策を講じること。

【杉戸町】

1. 埼葛広域農道の整備費用に対する助成を講じること。

以上